

再発防止委員会開催要領

焼津漁業協同組合

第1 趣旨

焼津漁業協同組合（以下「本組合」という。）の職員が焼津魚市場（以下「魚市場」という。）における冷凍カツオの窃盗事件に関与する不祥事が起きたことを重く受け止め、信頼の回復に向けて、今後の市場運営が公正な取引の場として重要な役割を果たせるよう具体的な再発防止策を策定するため、再発防止委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

第2 検討事項

- 1 再発防止のためのソフト・ハード両面の環境整備
- 2 職員の倫理意識の向上
- 3 風通しの良い組織風土の醸成
- 4 水揚げルールの見直し等、公正で透明な市場運営のあり方

第3 委員

- 1 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、第2 検討事項に関する検討が終了するまでの期間とする。

第4 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第5 運営

- 1 委員長は、委員会を招集し、開催する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、非公開とする。ただし、静岡県経済産業部の職員は、何時でも委員会を傍聴することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 委員が委員会に出席ができないときは、その開催の前日までに委員長の許可を得て、事前に届け出た代理の者を委員として出席させることができる。

第6 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7 報告書

委員会における全ての検討が終了した後、委員会は、本組合に対して不祥事再発防止策の提言を行なうため、報告書を提出する。本組合は、報告書の提出を受けた後、速やかにこれを公表する。

第8 委員会の活動期間

委員会は、令和4年6月30日までの期間を活動期間とする。ただし、検討の状況を踏まえ、委員長がその延長を決定することができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

第10 要領の改廃

この要領の改廃は、組合長が決定する。

附 則

この要領は、令和3年12月27日から施行する。

再発防止委員会 委員名簿

(別紙)

沿岸漁業（シラス船曳）	原田 眞治
遠洋漁業（カツオ一本釣り、マグロ延縄）	橋ヶ谷 長生
遠洋漁業（海外まき網）、流通・加工業	近藤 太一郎 海野 晴夫
加工業	見崎 真
魚市場開設者	鈴木 伸吾 白石 一二朗
法曹	加藤 将和
行政関連	大本 裕一 畠本 淳司